

中国と世界

(6)

香港方式

- 中英共同声明
- 香港会意についての論評
- 「一国二制度」
- 特別行政区
- 資料

《中国与世界》丛书（六）



北京周报社出版

外文印刷厂印刷

中国国际图书贸易总公司发行

（中国国际书店）

（北京399信箱）

1986年第一版

编号（日）17733—081

00258

17—J—1936P

中国と世界

(6)

『北 京 周 報』

対外関係シリーズ

中国と世界（6）

『北京周報』対外関係シリーズ

編集 周 国

出版 北京周報社

中国北京百万莊路24号

発行 中国国際図書貿易総公司

（中国国際書店）

中国北京第399号信箱

目次

中華人民共和国政府とグレートブリテン・北アイルランド	
連合王国政府の香港問題に関する共同声明	5
共同の努力による成果	49
香港問題の合意文書についての報告	59
歴史的意義をもつ大きな出来事	81
香港問題の解決方式	87
中英共同声明の本調印を祝う	91
新時代迎えた中英関係	95
歓迎される中英共同声明	99

意義深い構想

——鄧小平、「一国二制度」について語る

鄧小平主任、香港問題を語る

歴史的な声明

香港問題の円満な解決からみた「一国二制度」の構想

重要な意義をもつ決定

香港の安定、繁栄の確固たる保証

今日の香港

三つの不平等条約

余羅武

楊詩浩

宦郷

錢俊瑞

王叔文

万光

中華人民共和国政府と

グレートブリテン・北アイルランド連合王国政府の

香港問題に関する共同声明

中華人民共和国政府とグレートブリテン・北アイルランド連合王国政府は満足の意をもって近年の両国政府と両国人民の友好関係を振り返るとともに、歴史的に残された香港問題を協議を通じて妥当に解決することが香港の繁栄と安定の維持に役立ち、新たな基礎に立つ両国関係のいっそうの強化、発展に役立つと見る点で見解の一致を見た。そのため、両国政府代表団は会談をへて、次のように声明することに同意した。

一、中華人民共和国政府は、香港地区（香港島、九竜、「新界」を含む。以下香港と称する）の祖国への復帰が全中国人民の共通の願いであり、中華人民共和国政府が一九九七年七月

一日から香港に対し主権行使を回復することを決定したことを声明する。

二、連合王国政府は、連合王国政府が一九九七年七月一日に、香港を中華人民共和国に返還することを声明する。

三、中華人民共和国政府は、中華人民共和国が香港に対し次のような基本方針、政策をとることを声明する。

(一) 国家の統一と領土保全を擁護するため、また香港の歴史と現状を考慮して、中華人民共和国は、香港に対し主権行使を回復するにあたり、中華人民共和国憲法第三十一条の規定にもとづき、香港特別行政区を設けることを決定した。

(二) 香港特別行政区は中華人民共和国中央人民政府の直轄下に置かれる。外交と国防が中央人民政府の管理に属するほか、香港特別行政区は高度の自治権を享有する。

(三) 香港特別行政区は行政管理権、立法権、独立した司法権と終審権を享有する。現行の法律は基本的には変わらない。

(四) 香港特別行政区政府は現地人によって構成される。行政長官は現地で選挙または協議を通じて選出され、中央人民政府が任命する。主要公務員は香港特別行政区行政長官が指名し、中央人民政府に報告し、中央人民政府が任命する。香港の政府諸部門にかねてより勤務していた中国籍と外国籍の公務員と警察要員は留用することができる。香港特別行政区の政府諸部門は、イギリス籍またはその他の外国籍にある者を招聘して顧問またはなんらかの公職につかせることができる。

(五) 香港の現行の社会・経済制度は変わらず、生活様式は変わらない。香港特別行政区は法律にもとづき、人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移転、通信、罷業、職業選択、学術研究、宗教信仰の諸権利と自由を保障する。個人財産、企業所有権、合法的相続権および外部からの投資は、いずれも法律の保護を受ける。

(六) 香港特別行政区は、自由港と独立関税地区の地位を保持する。

(七) 香港特別行政区は国際金融センターの地位を保持し、ひきつづき外国為替、金、証

券、先物取引に市場を開放する。資金の流入、流出は自由である。香港ドルはひきつづき流通し、自由に他の通貨と交換することができる。

(八) 香港特別行政区は財政の独立を保持する。中央人民政府は香港特別行政区から徴税しない。

(九) 香港特別行政区は連合王国その他の諸国と互惠の経済関係を樹立することができる。連合王国その他の諸国の香港における経済的利益は配慮される。

(十) 香港特別行政区は「中国香港」の名称で、独自に各国、各地区および関係国際機構と経済・文化関係を保持し発展させるとともに、関係協定を締結することができる。

香港特別行政区政府は独自に、香港出入旅行証を発行することができる。

(十一) 香港特別行政区の社会治安は、香港特別行政区政府が責任をもって維持する。

(十二) 中華人民共和国の香港に対する前記の基本方針、政策および本共同声明の第一付属文書の前記基本方針、政策に対する具体的説明については、中華人民共和国全国人民代

表大会が中華人民共和国香港特別行政区基本法において規定するとともに、五十年間変わらない。

四、中華人民共和国政府と連合王国政府は、本共同声明の発効の日から一九九七年六月三十日までの移行期においては、連合王国政府が香港の行政管理に責任を負い、香港の経済の繁栄と社会の安定を守り、保持すること、中華人民共和国政府がこれに協力することを声明する。

五、中華人民共和国政府と連合王国政府は、本共同声明の効果的实施をはかるとともに、一九九七年における政権の円滑な引き継ぎを保証するため、本共同声明の発効時に中英合同連絡小委員会を発足させること、同合同連絡小委員会は本共同声明の第二付属文書の定めるところにより職責を確定し履行することを声明する。

六、中華人民共和国政府と連合王国政府は、香港の土地契約およびその他の関連事項に関して、本共同声明の第三付属文書の定めるところにもとづいて処理することを声明する。

七、中華人民共和国政府と連合王国政府は、前記の諸声明と本共同声明の付属文書をすべて

実施することに同意する。

八、本共同声明は批准を受けなければならず、批准書交換の日から発効する。批准書は一九八五年六月三十日以前に北京で交換されるものとする。本共同声明とその付属文書は同等の拘束力を持つ。

一九八四年十二月十九日北京で調印、中国語と英語で二部作成され、ともに同等の効力をもつ。

中華人民共和国政府代表

趙紫陽（署名）

グレートブリテン・北アイルランド連合王国政府代表

マーガレット・サッチャー（署名）

第一付属文書

中華人民共和国政府の香港に対する

基本方針、政策についての具体的説明

中華人民共和国政府は、中華人民共和国政府とグレートブリテン・北アイルランド連合王国政府の香港問題に関する共同声明第三項に記された中華人民共和国の香港に対する基本方針、政策について、次のように具体的に説明する。

一

中華人民共和国憲法第三十一条は「国家は、必要ある場合、特別行政区を設けることができる。特別行政区内で実施する制度は、具体的状況に応じて全国人民代表大会がこれを法律で定

める」と規定している。この規定にもとづいて、中華人民共和国は一九九七年七月一日から香港に対して主権行使を回復するにあたり、中華人民共和国香港特別行政区を設ける。中華人民共和国全国人民代表大会は中華人民共和国憲法にもとづき中華人民共和国香港特別行政区基本法（以下「基本法」と略称）を制定、發布し、香港特別行政区においてはその成立後も社会主義の制度と政策を実施せず、香港の既存の資本主義制度と生活様式を保持し、五十年間変えないことを規定する。

香港特別行政区は中華人民共和国中央政府の直轄下に置かれ、高度の自治権を享有する。外交と国防が中央人民政府の管理に属するほか、香港特別行政区は行政管理権、立法権、独立した司法権と終審権を享有する。中央人民政府は香港特別行政区に、本付属文書第十一節に定められた各渉外事務を自ら処理する権限を授ける。

香港特別行政区の政府と立法機関は、現地人によって構成される。香港特別行政区行政長官は現地で選挙または協議を通じて選出され、中央人民政府が任命する。香港特別行政区政府の

主要公務員（「司」クラスに相当する公務員）は、香港特別行政区行政長官が指名し、中央人民政府に報告し、中央人民政府が任命する。香港特別行政区立法機関は選挙を通じて選出される。行政機関は法律を遵守し、立法機関に対し責任を負わなければならない。

香港特別行政区の政府機関と裁判所は、中国語を使用するほか、英語を使用することもできる。

香港特別行政区は中華人民共和国の国旗と国章をかかげるほか、区旗と区章を使用することもできる。

二

香港特別行政区の成立後、香港の既存の法律（つまり普通法、衡平法、条例、付属立法、慣習法）は、「基本法」に抵触するか、もしくは香港特別行政区の立法機関が改正するものを除き保持する。

香港特別行政区の立法権は、香港特別行政区の立法機関に属する。立法機関は「基本法」の規定にもとづき、また法的手続きにしたがって法律を制定することができる。その制定した法律は記録に留めるため、中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会に報告する。立法機関の制定した法律で「基本法」と法的手続きに合致するものはすべて有効である。

香港特別行政区で施行される法律は、「基本法」および前記の香港の既存の法律と香港特別行政区の立法機関が制定した法律である。

三

香港特別行政区の成立後、香港特別行政区の裁判所が終審権を享有することにより生じた変化を除き、それまで香港で実施されていた司法体制は保持する。

香港特別行政区の裁判権は、香港特別行政区の裁判所に属する。裁判所は独立して裁判をおこない、いかなる干渉も受けない。司法要員が裁判の職責を履行する行為は、法律の追及を受

けない。裁判所は香港特別行政区の法律にもとづいて案件を審理し、その他の普通法適用地区の司法判例を参考にすることができる。

香港特別行政区の裁判所の裁判官は、現地の裁判官、法曹界およびその他の分野の知名人からなる独立委員会の推薦にもとづき、行政長官が任命する。裁判官は本人の司法的才能にもとづいて選抜、任用すべきであり、またその他の普通法適用地区から招聘、任用することもできる。裁判官は職務遂行の能力がない場合、または裁判官としてふさわしくない行動をとった場合にのみ、行政長官が終審裁判所首席裁判官の任命する、三名以上の現地の裁判官からなる審議法廷の提案にもとづいて免職することができる。主要な裁判官（つまり最高クラスの裁判官）の任命と免職は、さらに行政長官が香港特別行政区立法機関の同意を求めなければならない。この場合は、記録に留めるため、全国人民代表大会常務委員会に報告しなければならない。裁判官を除くその他の司法要員の任免制度はひきつづき保持される。

香港特別行政区の終審権は、香港特別行政区終審裁判所に属する。終審裁判所は必要な場